

(公印省略)

分 共 済 保 発 第 479 号
平 成 28 年 5 月 2 日

各 所 属 所 長 様

大分県市町村職員共済組合
理 事 長 首 藤 奉 文

平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等（窓口）の支払いの
猶予について（通知）

標記の件について、全国市町村職員共済組合連合会総務部保健課から通知がありましたので下
記のとおりお知らせします。

記

1. 一部負担金等（窓口）の支払い猶予

医療機関等における一部負担金等（窓口）の支払いについては、組合員又は被扶養者から医
療機関等への支払いに代えて、共済組合が医療機関等に支払い、後に共済組合が組合員から一
部負担金等相当額を徴収することにより、医療機関等での一部負担金等（窓口）の支払いが猶
予されます。

2. 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成28年熊本地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（※）
に住所を有する（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）地
方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の組合員又は被扶養者であること。
※添付書類をご参照ください。

(2) 平成28年熊本地震により、次のいずれかの状態となった者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたこと
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったこと
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明であること

3. 申請方法

対象となられる方については、別紙の様式1「一部負担金等徴収猶予申請書」により申請
を行うことで「一部負担金等徴収猶予証明書」を交付いたします。

4. 取扱いの期間

当面、平成28年7月31日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、7月末まで徴
収を猶予します。

(問い合わせ先)
大分県市町村職員共済組合
保険福祉課 後藤 池辺
電話 097-532-1531

(別紙) 様式 1

減 額
一部負担金等 免 除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号					
組合員	氏名		生年月日		性別
	住所				
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別
	住所				
	傷病名				
	発病又は負傷年月日				
減免等を申請する理由					

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

共済組合理事長 殿

組合員 住 所
氏 名

印



平成28年4月15日
内閣府（防災担当）

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る
災害救助法の適用について
【第1報】

1. 災害の概要

平成28年熊本県熊本地方の地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県は県内全45市町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【熊本県】 熊本市 （くまもとし） 八代市 （やつしろし） 人吉市 （ひとよしし） 荒尾市 （あらおし） 水俣市 （みなまたし） 玉名市 （たまなし） 山鹿市 （やまがし） 菊池市 （きくちし） 宇土市 （うとし） 上天草市 （かみあまくさし） 宇城市 （うきし） 阿蘇市 （あそし） 天草市 （あまくさし）	4月14日	平成28年4月14日の熊本県熊本地方の地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

合志市 (こうしし) 下益城郡美里町 (しもましきぐんみさとまち) 玉名郡玉東町 (たまなぐんぎよくとうまち) 玉名郡南関町 (たまなぐんなんかんまち) 玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち) 玉名郡和水町 (たまなぐんなごみまち) 菊池郡大津町 (きくちぐんおおづまち) 菊池郡菊陽町 (きくちぐんきくようまち) 阿蘇郡南小国町 (あそぐんみなみおぐにまち) 阿蘇郡小国町 (あそぐんおぐにまち) 阿蘇郡産山村 (あそぐんうぶやまむら) 阿蘇郡高森町 (あそぐんたかもりまち) 阿蘇郡西原村 (あそぐんにしはらむら) 阿蘇郡南阿蘇村 (あそぐんみなみあそむら) 上益城郡御船町 (かみましきぐんみふねまち) 上益城郡嘉島町 (かみましきぐんかしままち) 上益城郡益城町 (かみましきぐんましきまち) 上益城郡甲佐町 (かみましきぐんこうさまち) 上益城郡山都町 (かみましきぐんやまとちよう) 八代郡氷川町 (やつしろぐんひかわちよう)			
--	--	--	--

葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたま ち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎま ち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら) 球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら) 球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちよ う) 天草郡苓北町 (あまくさぐんれいほくま ち)			
--	--	--	--

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先
 内閣府政策統括官(防災担当)付
 参事官(被災者行政担当)付
 高相、進藤、山内
 TEL 03-5253-2111(内線51359)
 03-3593-2849(直通)